

医療法人制度の概要

項 目	内 容	摘 要
1 設立等		
①医療法人を設立できるもの	病院, 医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団	医療法（以下「法」という。）第39条第1項
②医療法人の設立及び成立	1 都道府県知事の認可によって設立する。 2 設立の登記をすることによって成立する。	法第44条第1項 法第46条第1項
③一人医師医療法人(通称)	医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1箇所のみ開設する医療法人。	
④定款又は寄附行為に掲げるべき事項	1 目的 2 名称 3 病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所 4 事務所の所在地 5 資産及び会計に関する規定 6 役員に関する規定 7 理事会に関する規定 8 社団の場合, 社員総会及び社員資格の得喪に関する規定 9 財団の場合, 評議員会及び評議員に関する規定 10 解散に関する規定 11 定款又は寄附行為の変更に関する規定 12 公告の方法	法第44条第2項
⑤登記	1 医療法人は政令(組合等登記令)の定めるところにより次の事項について登記しなければならない。 (1) 設立 (2) 従たる事務所の新設 (3) 事務所の移転 (4) その他登記事項の変更 (5) 解散, 合併, 分割 (6) 清算人の就任又はその変更及び清算の結了 2 <u>医療法人が組合等登記令の規定により登記したときは, 登記事項及び登記年月日を, 遅滞なく, 知事に届け出ること。</u> ★医療法人登記事項等届	法第43条第1項 ※組合等登記令第2条に規定する登記事項 (1) 目的及び業務 (2) 名称 (3) 事務所の所在場所 (4) 代表権を有する者の氏名, 住所及び資格 (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは, その期間又は事由 (6) 資産の総額 医療法施行令(以下「令」という。)第5条の12
⑥定款(寄附行為)の変更	定款(寄附行為)の変更(「事務所の所在地」及び「公告の方法」は除く。)は, 知事の認可が必要。 なお, <u>「事務所の所在地」及び「公告の方法」の変更は届出で足りる。</u> ※ 「事務所の所在地の変更」は, 主たる事務所又は従たる事務所の所在地のみの変更を指す。 よって, <u>「病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院の開設場所」の変更は知事の認可が必要となる。</u>	法第54条の9第3項 法第54条の9第5項 医療法施行規則(以下「規則」という。)第33条の26

項 目	内 容	摘 要
<p>2 役員等</p> <p>①役員</p> <p>②理事長</p> <p>③理事</p> <p>④監事</p> <p>⑤社員</p>	<p>1 理事3名以上、監事1名以上を置くこと。</p> <p>2 理事の定数については知事の特例認可あり（一人医師医療法人に限る。）。</p> <p>3 欠格事由あり（成年被後見人、被保佐人等）。</p> <p>4 <u>役員に変更があったときは、遅滞なく、知事に届け出ること。</u></p> <p>★役員変更届</p> <p>1 理事のうち1名は理事長とする（理事会で選任）。</p> <p>2 理事長は医師又は歯科医師であること（医師又は歯科医師でない者の理事長就任については知事の特例認可あり）。</p> <p>1 理事の選任については、社団にあっては社員総会、財団にあっては評議員会の議決を要す。</p> <p>2 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の管理者を理事に加えなければならない（知事の特例認可あり）。</p> <p>3 理事定数の1/5を超える者が欠けたときは、1月以内に補充すること。</p> <p>1 監事は、医療法人の理事又は職員を兼ねてはならない。</p> <p>2 監事定数の1/5を超える者が欠けたときは、1月以内に補充すること。</p> <p>1 社員の就任については、社員総会の承認を要する。</p> <p>2 出資持分の払い戻し請求権及び解散における残余財産の分配の権限あり（出資持分ありの場合）。</p> <p>〔※平成18年医療法改正以降、新たに設立する医療法人は「出資持分あり医療法人」になることはできない。〕</p>	<p>法第46条の5</p> <p>令第5条の13</p> <p>法第46条の6</p> <p>法第46条の5第6項</p> <p>法第46条の5の3第3項</p> <p>法第46条の5第8項</p> <p>法第46条の5の3第3項</p>
<p>3 業務の範囲</p>	<p>医療法人が行うことのできる業務（附帯業務）は医療法で限定されている。</p> <p>また、附帯業務の経営により、医療事業等の主たる業務（本来業務）の経営に支障をきたしていないこと。</p>	<p>法第42条</p>
<p>4 会計管理</p> <p>①会計</p> <p>②決算</p> <p>③剰余金配当の禁止</p>	<p>一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。</p> <p>1 <u>毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書（H29.4.2以後開始の会計年度の場合）を作成し、3月以内に、監事の監査報告書と合わせて知事に届け出ること。</u></p> <p>★決算届</p> <p>2 知事は、この届出に係る書類について請求があった場合には、過去3年分について閲覧に供しなければならない。</p> <p>医療法人は、剰余金の配当をしてはならず、剰余金は、施設の整備・改善、法人の職員に対する給与の改善等に充てるほか、全て積立金として留保すべきこととなる。</p> <p>また、配当ではないが、<u>事実上利益の分配とみなされる行為も禁止されている。</u></p>	<p>法第50条の2</p> <p>法第51条 法第52条第1項</p> <p>法第52条第2項 規則第33条の2の12 第2項</p> <p>法第54条</p>

項 目	内 容	摘 要
<p>5 解散, 合併及び分割</p> <p>①解散</p>	<p>1 社団たる医療法人の解散事由</p> <p>(1) 定款をもって定めた解散事由の発生</p> <p>(2) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(3) 社員総会の決議</p> <p>(4) 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る）</p> <p>(5) 社員の欠亡</p> <p>(6) 破産手続開始の決定</p> <p>(7) 設立認可の取消し</p> <p>※(1)(5) → 知事への解散届出が必要 ※(2)(3) → 知事の解散認可が必要 ※(4) → 知事の合併認可が必要 ※知事の認可は全て医療審議会の諮問が必要</p> <p>2 財団たる医療法人の解散事由</p> <p>(1) 寄附行為をもって定めた解散事由の発生</p> <p>(2) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(3) 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る）</p> <p>(4) 破産手続開始の決定</p> <p>(5) 設立認可の取消し</p> <p>※(1) → 知事への解散届出が必要 ※(2) → 知事の解散認可が必要 ※(3) → 知事の合併認可が必要 ※知事の認可は全て医療審議会の諮問が必要</p>	<p>法第55条</p>
<p>②合併</p>	<p>1 吸収合併</p> <p>医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるもの</p> <p>2 新設合併</p> <p>2以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併に伴い新設する医療法人に承継させるもの</p>	<p>法第58条</p> <p>法第59条</p>
<p>③分割</p>	<p>1 吸収分割</p> <p>医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の医療法人に承継させるもの</p> <p>2 新設分割</p> <p>1又は2以上の医療法人がする分割であって、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割に伴い新設する医療法人に承継させるもの</p> <p>※社会医療法人, 特定医療法人, 持分あり医療法人は分割制度の対象外</p>	<p>法第60条</p> <p>法第61条</p>
<p>6 その他</p>	<p>①特定医療法人</p> <p>租税特別措置法第67条の2の規定に基づく国税庁長官の承認を得た医療法人</p> <p>②社会医療法人</p> <p>医療法第42条の2の規定に基づく都道府県知事の認定を受けた医療法人</p>	<p>租税特別措置法第67条の2</p> <p>法第42条の2</p>